

やまなしあぐりゼミナール設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県農業の担い手の確保・育成を図るため、公益財団法人山梨県農業振興公社（以下「農業振興公社」という。）が就農希望者向けの研修実施体制を整備するやまなしあぐりゼミナール設置事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象事業、経費及びその補助率等)

第2条 補助金の交付対象となる事業、経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする農業振興公社は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付条件等)

第5条 補助金の交付条件は規則第6条の規定によるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
ただし、別表に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 2 知事は、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
- 3 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 4 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 5 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いに

より交付することができるものとする。

- 2 前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、補助金概算払請求書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第7条 農業振興公社は、補助金の交付決定があった年度の11月30日現在の事業遂行状況を事業遂行状況報告書(様式第6号)により、当該年度の12月15日までに提出しなければならないものとする。

(実績報告)

第8条 農業振興公社は、当該事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、事業実績報告書(様式第7号)により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、農業振興公社に通知するものとする。

(処分の制限)

第10条 農業振興公社は、当該事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産(以下、「取得財産等」という。)については、財産管理台帳(様式8号)を整備し、知事が別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 1件当たりの取得価格が5万円以上の備品

(2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めたもの

- 2 前項に規定する財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び農林畜産関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)を勘案し、交付決定通知に示すものとする。
- 3 農業振興公社は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、取得財産等については、財産処分制限期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
<p>1 あぐりゼミナール 研修事業 (研修終了後の就農時年齢が50歳未満の者を対象に、就農に必要な技術や知識を習得させるため、年間1,200時間以上の研修を実施する事業。研修は、果樹、野菜、畜産のコースを設置し、1年以上2年以内で実施するもの。)</p> <p>2 あぐりゼミナール 設置推進事業 (研修に係るコーディネーターの設置等。)</p>	<p>報償費、旅費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費</p>	<p>定額</p>	<p>1 補助対象事業の研修事業及び設置推進事業間において、いずれか低い額の20%以内の増減</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金額の増額を伴わないもの</p>